

令和3年 八潮市農業委員会1月総会 議事録

1 開催日 令和3年1月25日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所第2会議室

4 出席委員 9名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美

6番 齋藤 富子 11番 臼倉 正浩

7番 福岡 達則 12番 鈴木 新一

8番 小倉 雅樹

5 欠席委員 6名

委員 4番 渋谷 稔 13番 鈴木 隆

5番 荻野 恭子 14番 田中 幸夫

9番 飯山 敏行 15番 松田 淳一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

7 協議事項

八潮市下水道事業審議会委員の推薦について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会総会を開催させていただきますが、開催に先立ちまして、当市市民活力推進部長の鈴木から、年初めということもございますので皆様にご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、少しお時間をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民活力推進部長 改めまして、皆さん、こんにちは。また前後いたしますが、本年明けましておめでとうございます。

今、恩田よりございましたとおり、貴重なお時間を頂戴いたしまして、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本年、年が明けまして、皆様もご案内のとおり、コロナの関係、様々な状況が見られております。今日お時間を取っていただきましたのもその関係がありまして、通常であれば、昨年農業祭、あるいは忘年会、そういったところで皆様と懇親を深めたり情報交換する場があったりするのですが、それもかなわないという状況で、今日ご挨拶に伺いました。

皆様方におかれましては、日頃から職員をはじめ、また市政全般にわたるご協力、ご支援をくださりまして、本当にありがとうございます。

コロナの関係で申し上げますと、今日実は本部会議ということで市長以下部長を含めた会議があったのですが、課題になっていますコロナのワクチン接種についても会議の中でありました。皆様ご案内のとおり、ワクチン接種の関係につきましては超低温の冷蔵庫が必要なこと等まだ不透明なところなのですが、冷蔵庫につきましては限られた台数で、全市民が受けられるような体制を構築していくということでございまして、非常に課題があるということで、庁内の会議でも上がっております。

農業委員会の案件と離れたお話をして申し訳ないと思っておりますが、コロナは最優先の課題ということは間違いのないことですので、様々な社会経済情勢に影響を受けております。今申し上げましたとおり、市のほうでもコロナの関係は様々な対応をしておりますが、ぜひ皆様方のほうでお気づきの点、またはご心配の点などございましたら、恩田をはじめ、私などにお問い合わせをいただければと考えております。

いろいろ前後しましてお話をさせていただきましたが、ぜひとも本年も皆様方どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長 部長は、こちらで退席させていただきます。

それでは、改めまして、皆様、今年初めての総会でございます。本年もどうぞよろしくお願いいいたします。

先月の総会をお願いさせていただきました農地パトロールにつきましては、年末年始お忙しい中ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、まとめの報告書の提出を忘れてしまった方につきましては、次の総会か、近く市役所のほうに来られた際にこちらのほうに提出いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会 1 月総会を開会いたします。

定足数については、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の配慮をし、出席人数を削減するため、案件担当委員と議席番号が偶数の委員の皆様に出席をお願いしているところでございますが、4番の渋谷委員におかれましては、先月出席いただきましたので、今回お休みをさせていただいております。また、逆に3番の大野委員におかれましては、先月出席できなかったことから、今回出席いただいております。そして7番の福岡委員におかれましては、先ほどまで隣の第3会議室のほうで園芸協会の役員会に出席されておりましたので、農業委員会総会にも出席いただきました。

また、本日は14番の田中委員から欠席の連絡をいただいておりますので、報告させていただきます。

したがって、本日の出席者数は9名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして、皆さんこんにちは。新年明けましておめでとうございます。今年も昨年同様よろしくお願いいいたします。

今回も、前回同様半分の委員さんで行う総会となりますが、こういうコロナ禍の状況では致し方なく、今後もひょっとしたら半数が続いていく可能性もあるかもしれません。聞いた話ですと、草加市農業委員会は昨年4月からずっと半数の委員で総会を行っていると聞きました。

それから、1月8日から1都3県、その他を含め11都府県で緊急事態宣言が実施されて2週間余り過ぎましたが、まだまだ感染者の数がさほど減らずに、八潮でもここ数日は5人、9人、三郷市では1日に十何人出ていて、八潮市が今日までで257人、三郷市が520人位の感染者が出ているみたいです。そんな状況下ですが、今年も八潮市農業委員会の発展のために皆様とともに頑張っていきたいと思っております。

最後に、今年1年、皆様のご健勝、ご多幸をご祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ここでご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、手を挙げて、お知らせいただければと思います。

- | | |
|----------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会1月総会次第 | A4横 |
| ②八潮市下水道事業審議会委員の推薦について | (資料-1) |
| ③令和3年JAさいかつ管内標準的農作業料金について | (資料-2) |
| ④八潮市農産物放射能濃度測定結果(1月分) | (資料-3) |
| ⑤農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領 | (資料-4) |
| ⑥農地利用最適化推進1・1・1運動報告書(委員個表) | (資料番号なし) |
| ⑦令和3年度農業委員会総会日程表(案) | (資料番号なし) |

以上7点になります。資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

まず、次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、齋藤富子委員、10番、新井孝美委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第1号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当するため、○番、○○○○委員には審議終了までの退席をお願いします。

—— 退席 ○番 ○○○○委員 ——

○議長 それでは、議案第1号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲渡人住所・氏名、○○○丁目○番地○、○○○、譲受人住所・氏名、○○○○-○、○○○○、土地の所在、○○字○○○○○○○○-○、地目、畑、地積、○○平米、同じく○○-○、畑、○○平米、合計○○平米です。権利の内容は、所有権（売買）となります。

申請事由としましては、経営規模の拡大をして農業経営の充実を図るということでございます。

意見決定の根拠としまして、営農状況ですけれども、耕作面積は今回の申請地を含めまして○○○○平米となります。農業従事者は5人で、従事日数は、申請者が年間330日、母親と息子さんがそれぞれ300日、そのほか申請人の奥様と娘さんがそれぞれ100日で、5人の合計延べ日数1,130日となります。

営農活動で作られている作物は、小松菜、枝豆、キャベツ、ブロッコリーなどを生産して

おりまして、それらの出荷先としまして市場のほか、直売所、スーパー、そのほか軒先販売なども行っています。

所有している農機具等はトラクター1台、耕運機3台ほどで農業経営をしている方となります。

次に、場所の説明をしてみたいです。隣の2ページをご覧ください。

市役所の○側の出口を出まして○方向へ向かって行きますと、最初の信号で○○○○○○○に当たります。その信号を左折しまして、○○○○○を○○方面に直進して行きますと○の手前で○○○○○に当たりますが、その○○○○○の手前を右折します。右折して250メートルほど進みますと○○○○○○○の手前のところで○○○のバス停に当たります。このところを左折して○○方向に下っていきまして、最初の交差点を左折して120メートルほど行きました、地図に黒く着色した部分が今回の申請地となります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の11番、臼倉正浩委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○11番（臼倉正浩委員） 11番、臼倉です。

先日、現地を見てまいりました。現地は○○の○○○になります。現状としてはこの図の左側のほうに栗の木が植わっております。そして右側のほうは畑です。

現状、草等もあまり生えておらず、すぐに作付できるような状態でありました。特に問題になるようなことはないというふうに思いました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、臼倉正浩委員により、農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

栗畑と畑の間は何になっているのですか。

○11番（臼倉正浩委員） この図でいう左上が○○○○のグラウンドになっていまして、その駐車場みたいな形で今使われている状態です。

○8番（小倉雅樹委員） 駐車場の両端に畑があるんですか。

○11番（臼倉正浩委員） そういう感じです。

○議長 よろしいですか。

それと、これはそれまで作付とかはされていたのですか。

○11番（臼倉正浩委員） 多分、○○さん本人は余り見かけたことはないんですけども、

恐らく近所の方が市民農園みたいな形でやっていたとか、あとは草刈をやられている形跡はあったので、特に荒れているといったことはほぼない状態です。

○議長 ほかに何か質問はございますか。

—— 委員より「なし」の声あり ——

○議長 なければ、ただいまの意見、説明を踏まえまして、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇〇委員を入室させていただきます。

—— 着席 〇〇番 〇〇〇〇委員 ——

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項、八潮市下水道事業審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料1のほうをご覧ください。

こちらは下水道課のほうから、八潮市下水道事業審議会委員の推薦依頼がありました。農業委員会では小倉委員にやっただいていますのですけれども、こちらが3月31日で任期満了になるということで、改めて委員の推薦の依頼がきたものとなります。

恐れ入りますが、次の下水道事業審議会委員を決めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 委員さんは半数ですが、どなたかやってみたいという方はいらっしゃいますか。

○事務局 今日欠席いただいた委員には、事前に送らせていただいた文書の中で、もし下水道事業審議委員を務めてみたいという方がいらっしゃる場合は事務局まで報告をとということを文書に添えて送付したところなんですけれども、本日まで希望される方はきておりません。

○議長 それでは、この中でやってみたいという委員さんいらっしゃいましたら。

できましたら、小倉委員、継続でお願いしたいのですが、いかがですか。

○8番（小倉雅樹委員） はい、引き受けます。

○議長 それでは、小倉委員に引き続き下水道事業審議会委員のほうをやっただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、次に、次第7、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について12件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしとしますので、ご了承ください。

そして、今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。3ページから7ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとなります。

また、後で気がつきましたら、最後に質問していただきたいと思います。

◎その他

○議長 続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が3件、依頼事項が1件、協議事項が1件ございます。

初めに、報告事項1件目、令和3年JAさいかつ管内標準的農作業料金について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2をご覧ください。

こちらは大塚会長と飯山委員と新井委員に役員になっていただいておりますJAさいかつ管内農作業受委託料金協議会からの報告ですけれども、昨年12月にこちらの役員会議が、新型コロナウイルスの影響によりまして書面により決議されました。その結果、標準的農作業料金がこの裏面のとおり決定しましたという報告になります。

こちらのほうの金額は、昨年と比較しまして変わったところはほとんどないのですけれども、下のほうに備考ということで何行かあります。備考の7番、色彩選別機の利用料金が昨年1袋当たり350円だったんですけれども、これが500円へと値上がりしました。変わったのはここだけで、ほかは昨年と据え置きということです。

こちらに目を通していただいて、もし農作業料金の問合せを受けたときなどは、参考にさせていただければと思います。

報告は以上となります。

○議長 ただいまの J A さいかつ管内標準的農作業料金の説明につきまして、何かご質問ございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようですので、次にまいります。

報告事項 2 件目、八潮市農産物放射能濃度測定結果（1 月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の 3 をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和 3 年 1 月）ということで、今月は農業委員会の担当で、飯山委員のご協力によりまして測定いたしました。採取日が 1 月 12 日、大根を測定しまして、放射性ヨウ素、放射性セシウム、いずれも不検出となっております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、依頼事項、農地利用最適化推進 1・1・1 運動の報告書の提出について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、資料 4 をご覧ください。

こちら 1・1・1 運動といいますのは、各委員一人一人が 1 年間に 1 件、農地利用の最適化に向けた活動をしようという、そういう運動でありまして、毎年、年度末に埼玉県農業会議のほうに活動報告を提出することになっているものです。

農地利用の最適化というのは、要は耕作放棄地の発生防止、解消、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農の促進、こういったことに向けた活動ということになっています。今年にはコロナ禍で活動が厳しかったという現状もありますし、また、初めての委員さんはぴんとこないかも分からないですけれども、資料 4 を 2 枚めくっていただきますと、参考 1 としまして、過去に八潮市農業委員会の委員さんに提出していただいた報告書の内容を列記したものととなります。

また、3 枚ほどめくっていきまして、参考 2 というのは、県内の他の市町から挙げられた 1・1・1 運動報告書の例となります。これは前も一度お配りしたことがあると思います。

こちらの参考例を見ていただければ、イメージが湧くかなと思うんですけれども、こちらを参考に、お忙しいところ恐縮ですが、資料 4 の後ろに、農地利用最適化推進 1・1・1 運動報告書という報告用紙が 1 枚あると思うんですけれども、この報告用紙のまず 1 番のところにお名前を書いていただきまして、2 番のところを取組内容、下のほうに①番から⑤番まで内

容によって分かれていますけれども、このうちから該当するものを1つ選んで、丸付の番号と活動内容を書いていただいて、その後、下の3番の取組結果のほうに、必ずしも成果が出なくても構いませんので、何かやっても効果がなかなか出なかったとか、まだまだ継続中とか、そういった感じでも、立派な結果でなくても結構ですので、書いていただければと思います。

こちらのほうも年度内に県に報告する都合がございますので、締切りを3月25日にさせていただきますので、それまでに提出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、皆さん、過去の事例とかを参考によく読んでもらって、いろいろ相談を受けたとか、そういうことがございました人はそのとおりに書いていただければ結構ですし、もし何もなかったような、思いつかなかった場合は、参考資料をもとにそれに近いことをしたという形でも、何でも結構ですので書いていただきたいと思います。3月総会までに提出をお願いいたします。

次に、協議事項、令和3年農業委員会総会日程案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料番号はついてございませんが、令和3年度農業委員会総会及び研修会等日程表（案）をご覧ください。

庁舎の建て替えの関係で、今まで別館の建物の会議室を使っていたのですが、こちらが使えなくなりましたことから、今回メセナの会議室が多くなっております。

基本は25日の午後2時からということで、4月は23日金曜日、5月25日火曜日、6月25日金曜日、7月につきましてはオリンピックの関係で祝日に移りまして、今のところ7月22日から25日はお休みということになっておりますことから、26日を取ってみました。

8月25日水曜日、9月は22日水曜日を取っていますが、9月につきましては24日が金曜日の平日にはなるのですが、前の日の23日が祝日に当たりまして、祝日と土日の間になるので、ちょっとずらしまして、22日水曜日を取っています。

次が10月25日月曜日、10月につきましては、例年、県外視察研修を設定しております。コロナ禍で県外研修視察ができるかどうか、まだ今のところ分かりませんが、さらに市民まつりが例年10月の第4週日曜日に行われております。令和3年度どうなるか、今のところ分かりませんが、市民まつりがあった場合に、県外視察研修を1泊2日で行っておりますので、どうかなというところですが、今のところ25日の月曜日を押さえています。

11月25日木曜日、12月ですが、例年25日、24日という年度末に近い日程は避けまして、23日で取りたかったのですが、会議室が午後取れませんでしたので、22日にしています。

1月は25日火曜日、2月は25日金曜日、3月につきましては、市役所第2会議室は取れませんでしたのでメセナのほうを検討したいのですが、メセナの予約が3月にならないと取れないので、今のところ未定ということで、それにつきましてはまた日にちが決まりましたらお知らせします。

「案」ということで作りましたが、皆様のご意見をお聞きしてまた調整したいと思いますので、ご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明で、日程表（案）ですが、皆さん、この予定案でよろしいのではないかと思います、どうでしょうか。ご意見ございませんか。

10月の視察研修、これが行けるかどうか分からないのですが、市役所の第2会議室でやるとなると、研修へ行く前に会議室で10月の総会を行うわけですが、市役所の駐車場にバスが停まれないのではないかとこの心配があります。どうせ借りるなら、農協の会議室を借りて、そっちでやれたらいいなと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局 その辺は状況によって会長とも相談してやっていくということで、よろしいでしょうか。

○議長 そうですね、ではもう少し様子を見て、メセナの前の駐車場とかも使えるのだったら、そっちのほうがいいかと思います。それはもう少し様子を見ます。

それでは、次にまいります。

次に、報告事項3件目となります。前回12月の総会におきまして、奇数番号の委員さんには11月の総会において農地における税金のことが話題となったことの説明をいたしましたので、今回、偶数委員さんのために、改めて11月の総会で問題になった農地に係る税金のことについての報告を事務局よりお願いいたします。

○事務局 今大塚会長からお話がありましたが、11月のときに、農地課税の関係で、農地と雑種地の考え方ということでご質問をいただいていたので、税金の担当に聞いて、メモをいただきましたので、皆様にご説明させていただければと思います。

まず、前提ということで、課税地目の認定ではございますが、こちらは、農地、宅地、または池沼、山林、牧場及び原野ということで、これら以外の土地については雑種地と認定しているということになります。

地目認定をする時期は、固定資産税の賦課期日であります、1月1日とされております。従いまして、評価の基本となる地目の認定は、賦課期日である1月1日現在の土地の利用状況及び利用目的に重点を置いて行うものということだそうです。

土地の地目は、登記簿に登記されていますが、登記簿上の地目と現況の地目等が必ずしも一致しない場合があることから、土地評価上の課税地目は実地調査によって認定しているということだそうです。

地目変更では、適正な評価を確保するため、固定資産の状況について、毎年少なくとも1回実地調査を行わなければならないと定められております。そこで当市におきましても、賦課期日である1月1日の土地の現況を確認し、課税地目の認定を行うことを目的として担当職員が毎年12月から翌年1月ごろにかけて現地を目視によって確認し、地目を認定しているということです。

農地の考え方といたしましては、農地とは、耕作の用に供する土地をいまして、耕運機だとか、肥培管理を行って、農作物を栽培する土地をいうものであるということです。

固定資産税評価基準解説の中では、耕作している農地の地目は、一時休耕のような場合を除き、全く耕作がなされず長期にわたって放置され、雑草等が生育して農地に復元し得ないような状態にある場合には、雑種地とすべきであるとされております。

それで、Q&Aということで、休耕期間の考え方ということで資料の中の一つを読ませていただきますと、「農地の地目認定において、休耕している期間、長期で雑草等が生育しているような土地は雑種地等と認定することが適当と考えるが、休耕期間が長期とは、概ね何年程度をいうのか」という質問に対しまして、「原則として休耕地は農地と認定することが適当と考えられる。しかしながら、質問にあるように、休耕地としている期間が長期で、かつ雑草とかが生い茂って容易に農地に復元し得ないような状況になった土地については、農地と認定しがたいことから、雑種地等と認定することになる」とされております。

そもそも地目の認定は賦課期日現在の利用状況により、その土地の現況を判断し、適切な地目を付することとされていることから、一律に何年間休耕している土地は雑種地というような基準をあらかじめ設けることは適当ではないと考えられております。従いまして、毎年1回の現況状況調査等により当該土地の状態が農地とは認めがなくなった時点で、相応の地目を付することとなるものであるというふうにQ&Aには載っております。

これらのことから、市ではこのような考え方を基に、課税地目の認定を行っておりまして、課税対象となる土地が耕作の用に供される土地として肥培管理を行って農作物を栽培するものと認定できる場合には、農地として課税し、そうでなければ、雑種地等として課税しているというところだそうです。

また、賦課地目の認定に際しましては、農地には休耕期間があることを考慮した上で、その認定を行うこととしております。国からは、地目の認定は賦課期日現在の利用状況によりその土地の現況を判断し、適切な地目を付することとされていることから、一律に何年間休耕しているという土地は雑種地等とするというような基準をあらかじめ設けることは適当ではないと考えられると示されていることを考慮した上で、毎年1回の実地調査等により、当該土地の状態が農地として認めがなくなった時点でその地目を付することとしておりますということです。

ですから、当該調査の結果により、農地から雑種地等に変更する旨の通知の後、当該土地に係る肥培管理を行ったとしても、これはどういう意味かという、調査した後に、肥培管理、耕運機等で耕したとしても、もう1月1日現在での課税が雑種地として担当職員が見て判断された場合には、次年度の課税上の地目は雑種地ということになってしまいますということなので、10月、11月ごろに農地パトロールを農業委員会にやっていますけれども、先ほど言ったように12月から1月くらいに市の職員が現地調査をするということですので、そのときに耕されていれば、雑種地という判断はしないよという話をしておりました。先ほど申しましたように、少し草が生えたくらいでは雑種地と判断はしないで、草が生えて下が固くなっているとか、これは肥培管理してないという判断で、雑種地としていることを聞いておりますので、皆様も農家の方にもし聞かれた場合にはそのような対応をしていただきたいということでお伝えいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問ございますか。

○事務局 会長、よろしいですか。

1つだけ、皆様に報告ということで、〇〇〇〇〇〇〇のビニールハウスが、今年1月元旦のころ、8棟のビニールハウス、まだ張ったばかりなんですけれども、市の補助金を活用して張ったばかりの農家のハウスがカッターで百数十箇所切られるという被害が発生しました。場所は〇〇〇〇〇〇〇のところから〇〇を上って、〇〇〇〇に入るところがあります。そこに大きな建物が建っているのは御存じだと思いますけれども、その建物のちょうど裏にあるんです。前回の〇〇〇〇だった〇〇さんの畑に、ハウスを建てたのですが、暮れに畑を見に行ったときはなかったのに、正月明けて行ったら、百数十箇所切られていて、隣の〇〇さんの畑のハウスも同じようにやられていました。あともうちょっと行ったところの市民農園をやっている方々のハウスも何か所かやられたということで、被害が大きかったので、警察を呼びまして被害調査をしていただきました。そのほかにもないか北のほうとか、確認したのですが、被害を受けたという声が上がってないので、その場所だけやられたということで、皆さんもハウス等を管理されるときに十分注意していただければと思います。

併せて、その近くのところ、年末に違反建築で建てられた建物があります。ちょうど〇〇さんの近くにあるんですけれども、プレハブ式の建物が急にぼんと建ってしまっていて、今、開発建築課のほうで対応しておりますが、違反建築ということで、農業委員会の皆様に報告させていただきました。

その他の報告は以上でございます。

○議長 ほかに何かございますか。

ないようでしたら、次第8、その他については以上となります。

最後に、次回の日程について、事務局より説明がございました。

○事務局 次回は令和3年2月25日木曜日になります。午後2時より、今回と同じ市役所第2会議室で総会を開催いたします。

また、日が近づきましたらお知らせいたしますが、新型コロナウイルスの感染状況が収まらない状況が続いているところでございますので、この状況が続いた場合は次回につきましては奇数の番号の委員さんの出席をお願いすることになるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま事務局より2月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたら、お願いいたします。

○事務局 前回と今回、2回続けて出られた委員さんについては、もし人数に余裕があった場合は事務局のほうからお声をかけさせていただきまして、忙しかったら、お休みいただいても大丈夫ということはお伝えしたいと思います。

○議長 きっちり半数でも、1人少なくなっても9人くらいになるのか。

○事務局 8人必要なんです。場合によったら当日急に都合が悪くなる場合もあるので、10人ちょっと、できれば2人くらい出席予定者がいるといいので、また、日が近づきましたら、お伝えさせていただきます。

○議長 でも会長と代理を加えれば、大体10人になるのでは。

○事務局 お2人出ていただければ。

○議長 9人、10人にはなりますね。近くになったら、検討しましょう。

ほかに何かありますか。

特にないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思っております。皆様のご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、緊急非常事態宣言の中、1月総会にご出席いただきましてありがとうございます。なかなか先を見通すことのできない状況が続いてお

りますが、手洗い、そして3密を避けることを励行しまして、1日も早く正常な明日がきますことを願ひまして、八潮市農業委員会1月総会を終わりたいと思ひます。

○**事務局長** ありがとうございます。これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時00分